

議案第 45 号

常総市議会委員会条例の一部を改正する条例について

常総市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、常総市議会会議規則（昭和 42 年水海道市議会規則第 5 号）第 14 条第 2 項の規定により次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 倉 持 守

提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に係る手続のオンライン化が可能となり、委員会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要となる共通事項を定めるほか、当議会の運営状況に合わせた所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市議会委員会条例の一部を改正する条例

常総市議会委員会条例（昭和42年水海道市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管等）」に改め，同条第2項ただし書中「議長は，」の次に「議会の承認を得て」を加え，「（以下「常任委員」という。）」を削る。

第4条第2項中「議会運営委員会の委員」を「議会運営委員」に改める。

第7条第1項中「という。）」の次に「の選任」を加え，「が会議に諮って指名する」を「の指名による」に改め，同項ただし書を削り，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「会議に諮って」を削り，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は，委員の選任事由が生じたときは，速やかに選任する。

第13条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第14条の2 委員長は，委員について，次に掲げる場合に該当すると認めるときは，映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって，委員会を開会することができる。ただし，第19条第1項の秘密会は，この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生，感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において，オンラインによる方法で出席を希望する委員は，あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に，オンラインによる方法で出席する委員は，この条例の規定の適用については，当該委員会に出席しているものと

みなす。

- 4 委員長がオンラインによる方法により会議に参加するときは、第11条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。
- 5 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第3項中「又は退席させる」を「退席させ、又はオンラインによる方法への接続を解除する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 公述人がオンラインによる方法により会議に参加することを希望する場合において、委員長がその理由から当該参加が適当であると認めるときは、公述人は、オンラインによる方法により会議に参加し発言することができる。

第27条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第29条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをも

って代えることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

○常総市議会委員会条例

昭和 4 2 年 3 月 2 2 日

条例第 2 号

(常任委員会の設置)

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

~~―(常任委員会の名称, 委員定数, 所管等)―~~ (常任委員の所属, 常任委員会の名称, 委員定数及びその所管等)

第 2 条 常任委員会の名称, 委員の定数及び所管は, 次のとおりとする。

(1) 総務委員会 7 人

- ア 市長公室の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 市民生活部の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 議会事務局の所管に属する事項
- カ 監査委員事務局の所管に属する事項
- キ 他の委員会の所管に属さない事項

(2) 文教厚生委員会 7 人

- ア 福祉部の所管に属する事項
- イ 教育委員会の所管に属する事項

(3) 建設経済委員会 6 人

- ア 産業振興部の所管に属する事項
- イ 都市建設部の所管に属する事項
- ウ 農業委員会事務局の所管に属する事項

(4) 議会広報委員会 6 人

- ア 議会報の編集及び発行に関する事項
- イ 議会の広報活動に関する事項

2 議員は, 前項第 1 号から第 3 号までに規定する常任委員会のいずれか一の委員となるものとする。ただし, 議長は, 議会の承認を得て その割り当てられた常任委員会の委員 ~~―(以下「常任委員」という。)~~ を辞することができる。

(常任委員の任期)

第 3 条 常任委員の任期は, 2 年とする。ただし, 後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は, 任期満了の日前 6 0 日以内に行うことが

できる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第 3 条の 2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 ~~議会運営委員会の委員~~議会運営委員の定数は、8 人以内とする。

3 前 2 条の規定は、前項の委員の任期及び任期の起算について準用する。

(特別委員会の設置等)

第 5 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第 6 条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、10 人とする。

(委員の選任)

第 7 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任

は、議長~~が会議に諮って指名する~~の指名による。~~ただし、定例会以外の日に委員を選任する必要があるときは、議長がこれを行うことができる。~~

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

~~2.3~~ 3 議長は、常任委員の申出があるときは、~~会議に諮って~~当該委員の委員会の所属を変更することができる。

~~3.4~~ 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 3 項の例による。

(委員長及び副委員長)

第 8 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第 9 条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第 1 0 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 1 1 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第 1 2 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員委員の辞任)

第 1 3 条 議会運営委員及び特別委員委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第 1 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開催方法の特例)

第 1 4 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 1 9 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰すること
ができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難
である場合

(2) 公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない

- 事由により委員会を招集しようとする場所に参加することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 委員長がオンラインによる方法により会議に参加するときは、第11条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。
- 5 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の~~取扱~~取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第 2 0 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第 2 1 条 委員会において地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、常総市議会会議規則（昭和 4 2 年水海道市議会規則第 5 号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第 2 2 条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 2 3 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 2 7 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第 2 4 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその

他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 2 5 条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人がオンラインによる方法により会議に参加することを希望する場合において、委員長がその理由から当該参加が適当であると認めるときは、公述人は、オンラインによる方法により会議に参加し発言することができる。

~~3~~4 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、~~又は退席させる~~退席させ、又はオンラインによる方法への接続を解除することができる。

(委員と公述人の質疑)

第 2 6 条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 2 7 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は~~文書で~~文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 2 8 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

~~3~~4 前 3 条の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第 2 9 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(会議規則への委任)

第 3 0 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 水海道市議会委員会条例（昭和 3 9 年水海道市条例第 3 5 号）は、廃止する。

中略

附 則（令和 6 年条例第 1 5 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。